

総社市告示第14号

総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 厚生労働省の保育所等整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に規定する防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）</u></p> <p><u>(4) 国要綱に規定する防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2 補助対象となる経費は、前項第1号から第4号の事業についてはその要する経費とし、同項第5号の事業については次に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する経費</u></p> <p><u>(5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備</u></p>	<p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 補助対象となる経費は、前項第1号及び第2号の事業についてはその要する経費とし、同項第3号の事業については次に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 門、柵、塀又は屋外倉庫に要する経費</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に要する経費</u></p> <p><u>(6) 略</u> (補助金の交付額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号から第4号に該当する事業の補助金の交付額は、<u>国要綱に定める算定基準により算出した額とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の補助金の交付額は、保育所の整備のために、国、他の地方公共団体又は民間団体から補助金の交付を受けた場合において、その補助金<u>の合計額</u>が同項に規定する額を超えるときは、その超える補助金額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>3 前条第1項第5号に該当する事業の補助金の交付額は、補助対象経費から100万円を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、他の補助機関から補助金の交付を受け、又は受けることとなった場合は、補助対象経費からその補助金額を控除するものとする。</p> <p>4 補助金の交付額に<u>1,000円未満</u>の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p><u>(5) 略</u> (補助金の交付額)</p> <p>第3条 前条第1項第1号及び第2号に該当する事業の補助金の交付額は、<u>岡山県安心こども基金特別対策事業費補助金交付要綱に定める補助基本額に4分の3を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の補助金の交付額は、保育所の整備のために、国、他の地方公共団体又は民間団体から補助金の交付を受けた場合において、その補助金額が同項に規定する<u>補助基本額に4分の3を乗じて得た額</u>を超えるときは、その超える補助金額に相当する額を控除するものとする。</p> <p>3 前条第1項第3号に該当する事業の補助金の交付額は、補助対象経費から100万円を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、他の補助機関から補助金の交付を受け、又は受けることとなった場合は、補助対象経費からその補助金額を控除するものとする。</p> <p>4 補助金の交付額に<u>1万円未満</u>の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。